

(2) 家計基準

家計支持者（2の(3)参照。原則として、父と母の2人。）の年間所得金額（1万円未満の端数は切り捨てます。また、給与・年金所得（各種社会保障給付を含みます。）については、年間収入金額から別表1の控除額を差し引いた額とします。）の合計から別表2の特別控除額を差し引いた金額が別表3の収入基準額以下であり、修学困難な経済状態にあると認められること。

5 貸与額等

(1) 貸与月額

設置者・通学形態の区分ごとに、次の月額から選択することができます。

区 分		月 額						(限度額)
国公立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円				18,000円
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円			23,000円
私 立	自宅通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円		30,000円
	自宅外通学	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円

(2) 貸与期間（貸与対象月）

平成31年4月分から正規の修業期間の最終月分までとします。

(3) 貸与方法

原則として毎月25日（休業日である場合は翌営業日）に、「愛媛県奨学金送金先届」により指定された本人名義の普通預金口座に振り込みます。ただし、毎年4月分は、5月分とあわせて5月に振り込みます。なお、初回の振込は、9月25日を予定しています。

6 出願時期、方法等

(1) 出願時期及び採用予定人員

ア 出願等の時期

	時期
出願者から学校への書類提出期限	令和元年6月下旬頃（学校の指示する日）
学校から愛媛県教育委員会への書類送付期限	令和元年7月4日
選考結果の通知時期	令和元年9月上旬頃

イ 採用予定人員 97人

(2) 出願方法・必要書類

奨学生の募集・出願は、在学学校を通じて行います。出願者は、「愛媛県奨学生願書」に必要事項を記入し、次の書類を添付して学校に提出してください。なお、提出期限等は、学校の指示に従ってください。

ア 全員が添付するもの

(ア) 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があり、個人番号の記載がないもので、3か月以内に発行を受けた原本）

なお、原則として同居の家族はすべて世帯員として扱い、別居の家族についても生計同一である場合は世帯員として扱います。

(イ) 家計支持者（2の(3)参照。原則として、父と母の2人。）の令和元年度（平成30年分）所得証明書（給与や年金の収入額、所得の内訳の記載があるもので、発行を受けた原本）

家計基準の審査は、原則として所得証明書によりますが、失業等の事情があり出願時の現況による審査を希望する場合は、所得証明書に加えて次の書類を添付してください。

- ① 給与所得者であって、失業、休業、転職等により収入が減少した場合は、その事実及び出願時の給与額を確認できる書類の写し
- ② 給与所得者以外であって、経営状況の変化により所得が減少した場合は、売上、経費が記載され、所得証明書による所得金額との差額を算定できる書類の写し

※ 申し込み希望者は、6/17(月)までに、
宇都宮まで申し出て下さい。
2/6